

平成27年度における国立大学法人九州工業大学の障害者
就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成27年4月1日

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達目標については、別紙のとおりとする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

本学においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本学全ての調達に適用するものとし、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。

（2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、九州工業大会計規則（平成16年九工大規則第18号）第26条第6号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達の積極的推進を図る。

（3）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

本学は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績をとりまとめ、ホームページ上で公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙

平成27年度障害者就労施設等からの物品等の調達目標

1 調達目標

平成27年度における、障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2 優先的に調達する物品等

種別	品目	具体例
物品	(1) 事務用品	事務用具、用紙、封筒、ゴム印 など
	(2) 食料品・飲料品	パン、弁当、加工食品、飲料 など
	(3) 小物雑貨	衣類、食器類、記念品、清掃用具 など
	(4) その他の物品	寝具等上記以外の物品
役務	(1) 印刷	ポスター、チラシ、名刺、封筒などの印刷
	(2) クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	(3) 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理 など
	(4) 情報処理・テープ起こし	データ入力・集計、テープ起こし など
	(5) その他のサービス・役務	発送、袋詰 など

※ 本表以外の物品等についても、障害者就労施設等から調達可能なものについては、積極的に調達するよう努める。

3 その他

調達先の分類については、文部科学省で定める障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の分類を準用する。

平成26年度 国立大学法人九州工業大学における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調達先	物品										役務										合計 (物品+役務)		うち 随意契約							
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営						⑥ その他の役務		役務計			
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)		
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所									0	0	2	4968												2	4968	2	4968	2	4968	
共同受注窓口									0	0														0	0	0	0			
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体									0	0														0	0	0	0			
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4968	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4968	2	4968	2	4968